

川島町立〇〇小学校PTA会則（案）

第一章 名称及び事務所

（名称及び事務所）

第1条 本会は、川島町立〇〇小学校PTAと称し、事務所を川島町立〇〇小学校内に置く。

第二章 目的等

（目的）

第2条 保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図るとともに、会員相互の親睦と修養を図ることを目的とする。

（方針）

第3条 本会は、教育を本誌とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童青少年の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び関係機関と協力する
- (2) 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、専ら営利を目的とするような行為は行わない
- (3) 本会または本会役員の名で公私の選挙の立候補を推薦しない
- (4) 学校の人事、その他の管理には干渉しない

（活動）

第4条 本会は第2条に掲げる目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) よい保護者、教職員になるように努める
- (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の健全な育成に努める
- (3) 学校教育について理解を深め、これを推進する
- (4) 会員相互の親睦及び修養を図る
- (5) 本会の目的達成のため必要と認める事業

第三章 会員

（会員）

第5条 本会の会員となることができる者は、次のとおりである。

- (1) 川島町立〇〇小学校の保護者、またはこれに代わる者
 - (2) 川島町立〇〇小学校に勤務する教職員
 - (3) 本会の趣旨に賛同し、委員会で承認した者
- (権利と義務)

第6条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第四章 役員等

(役員等)

第7条 本会に次の役員等を置く。

(1) 役員

- | | |
|-------|---|
| ア 会長 | 名 |
| イ 副会長 | 名 |
| ウ 幹事 | 名 |

(2) 委員

- | | |
|--------|---|
| ア 〇〇委員 | 名 |
| イ △△委員 | 名 |
| ウ □□委員 | 名 |

(3) 監事 名

(役員等の任務)

第8条 役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し会務を総理する。また、各種会議を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 幹事は、本会の庶務及び総会で決定した予算に基づいて会計を処理する。
- (4) 委員は、役員とともに委員会を組織し、総会の決定および事業計画に基づき各委員会の運営にあたる。
- (5) 監事は会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員等の選出)

第9条 役員等は次の方法で選出し総会の承認を得るものとする。

- (1) 会長、副会長は会員の中から選出する。
- (2) 幹事は、会長が委嘱する。

- (3) ○○委員は、・・・・・・・・・・から選出する。
- (4) △△委員は、・・・・・・・・・・から選出する。
- (5) □□委員は、・・・・・・・・・・から選出する。
- (6) 監事は、会員の中から選出し、会長が委嘱する。

(役員等の任期)

第10条 役員等に任期は1年とする。但し、再任は妨げない。任期の途中において新たに役員になったものは、前任者の残任期間とする。

第五章 議決・協議機関

(議決・協議機関)

第11条 本会の議決・協議機関は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) ○○委員会
- (4) △△委員会
- (5) □□委員会

(会議)

第12条 総会は本会の最高議決機関であり、年1回開催する。ただし、会員の3分の1以上若しくは委員の2分の1以上の要求があった場合、または会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

2 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 予算・決算・事業の承認
- (2) 会則の承認
- (3) 役員承認
- (4) その他会長が必要と認めた事項

3 役員会、○○委員会、△△委員会、□□委員会は、必要に応じて開催することができる。

4 校長は、全ての会議に出席し、意見を述べることができる。

第六章 会計

(会費)

第13条 本会の会員は会費を納めるものとする。ただし、会費の金額、徴収方法は総会で決定する。

2 会費の金額、徴収方法は次のとおりとする。

(1) 会費の額は、月額〇〇〇円とする。

(2) 会費は、口座振替により一括徴収する。但し、口座振替手数料は自己負担とする。

(会計)

第14条 本会の経費は、会費、寄附金、各種事業の収益を以ってこれに充てる。

2 会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第七章 補則

第15条 事業の運営上、必要に応じて、専門委員会を設けることができる。

第16条 本会に備える帳簿は次のとおりとする。

(1) 会員名簿

(2) 役員名簿

(3) 会計簿

(4) 記録簿

第17条 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正できない。

第18条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は細則で定める。

附 則

この規則は、平成29年〇月〇日より施行する。

川島町立〇〇小学校PTA細則（案）

この細則は、川島町立〇〇小学校PTA会則第18条に基づき制定する。

（旅費）

第1条 会員がPTA活動に必要な町外への会議等に出席した場合は、旅費及び日当を支給する。

(1) 旅費の支給は、実費とする。但し、自家用車等の場合は〇〇〇〇円とする。

(2) 日当は〇〇〇円

（慶弔）

第2条 次の場合、見舞金を支給する。

(1) 会員が死亡したとき 円

(2) 在学児童が死亡したとき 円

(3) 会員が〇か月以上入院したとき 円

(4) 在学児童が〇か月以上入院したとき 円

(5) 本会の会長、副会長が退任するとき 感謝状

(〇〇委員会、△△委員会、□□委員会)

第3条 会則第12条第3項に規定する〇〇委員会、△△委員会、□□委員会は、次のことを行なう。

2 〇〇委員会は、・・・・・・・・・・を行う。

3 △△委員会は、・・・・・・・・・・を行う。

4 □□委員会は、・・・・・・・・・・を行う。

（改正）

第4条 本細則は、〇〇委員会で改正する。

（補則）

第5条 本細則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この細則は、平成29年〇月〇日より施行する。

川島町立〇〇小学校PTA組織図（案）

